

舟形町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年4月

舟形町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「舟形町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 舟形町通学路安全推進会議の設置

このプログラムに基づく取り組みの実施については、関係機関が情報の共有を図り、連携して継続的に取り組むことが必要であることから、以下の関係機

関の職員を構成メンバーとする「舟形町通学路安全推進会議」を設置しました。

- 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所
新庄国道維持出張所
- 新庄警察署
- 最上総合支庁建設部道路計画課
- 舟形町教育委員会
- 舟形町立小中学校
- 舟形町PTA連絡協議会
- 舟形町地域整備課(町道管理部局)
- その他、状況により必要と認める者

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

舟形町は、町内の4小学校を統合し、平成25年度から1小学校・1中学校となり、小学校については、舟形学区の舟形本町・一の関・西堀地区を除い

て通年スクールバス通学になりました。中学校については、10月中旬以降の冬期間においては、舟形学区の舟形本町・西堀・木友地区を除いてスクールバスで通学をしています。また、中学校については、徒歩やバス通学のほか、4月から10月中旬までの夏期間、舟形学区の一の関・紫山・沖の原・向山地区並びに富長学区の富田・長者原・福寿野地区では自転車通学をしています。

そこで、児童・生徒がスクールバスを乗り降りする場所とバス停を利用するまでの道のりや生徒が自転車通学する道のりも通学路と考え、徒歩による通学路と併せて合同点検を行う対象通学路とします。

また、継続的に通学路の安全点検を行っていくため、①合同点検の実施と対策の検討・②対策の実施・③対策効果の把握・④対策の改善、充実のサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検の実施

主な実施スケジュール

4月～3月

通学路における危険箇所の把握（実施主体：舟形小学校）
4月、町教育委員会へ対策を要する危険箇所の報告
危険箇所の把握は年間を通して継続して実施する。

5月～3月（実施主体：町教育委員会）

- ①最上地区通学路安全推進会議(通学路合同点検打ち合わせ会)の出席
・通学路の合同点検実施場所の決定
- ②通学路の合同点検実施 ・対策必要箇所の決定
- ③点検結果を踏まえた具体的な対策の検討
- ④関係機関等に対する実施状況報告

12月～2月

積雪時における危険箇所の把握（実施主体：町教育委員会）
降積雪の状況により、必要に応じて通学路の巡回点検等を実施する。
学校や役場関係部局及び関係機関等と協議 ・対策検討

点検の体制

合同点検は、年1回夏期に行ない、学校、警察、道路管理者、町教育委員会、町役場関係部局等の担当職員立ち会いの下で実施します。なお、冬期においては必要に応じて実施するものとします。

(3) 対策の検討

町教育委員会は、学校や役場関係部局及び関係機関等と連携し、対策が必要な箇所の状況に応じて具体的な対策案を作成します。

対策案については、通学路安全推進会議の関係機関の間でその情報を共有します。

(4) 対策の実施

対策は、それぞれ実施主体の実施計画に従って行います。また、対策が円滑に進むよう、関係機関の連携を図っていきます。

(5) 対策効果の把握

対策実施後、学校関係者により、対策効果を通学状況の観察を通して確認します。また、通学路を利用する児童・生徒に対して、登下校に関する安全指導の機会等に聞き取りを行い、対策効果を確認します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や対策効果の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図り、次年度の合同点検に活かしていくようにします。

4. 対策一覧表の公表

合同点検を実施した箇所に関する対策内容については、「対策一覧表」を作成し公表します。

別添資料

対策一覧表

(平成 28 年 4 月現在)

番号	路線名	危険箇所及び内容	対策内容	実施主体	実施状況等
1	(主)舟形大蔵線	舟形町舟形(木友公民館付近) 歩道がなく車道の一部が極端に狭い	外側線、ドットラインの表示、 歩道整備	山形県	歩道整備(H29 年度以降) その他実施済
2	(主)舟形新庄線	舟形町長沢(平石橋付近) 見通しが悪く、横断する際に危険、 また車両の走行速度が速い	外側線、ドットラインの表示	山形県	実施済
			横断歩道の設置	警察	//
			スクールバスの停留所変更	町教委	//
3	(主)舟形大蔵線	舟形町長者原(福寿野地内チェーン 着脱所付近) 急勾配のカーブのため見通しが悪 く、横断する際に危険	横断指導線の設置、外側線及び 中央線の設置、注意喚起の路面 表示	山形県	実施済
4	(主)新庄次 年子村山線	舟形町堀内(堀内駐在所北西十字路) 一時停止に気付かず通過する車両が あり危険	ドットライン、止まれ文字の表 示	山形県	実施済
			横断歩道の塗り直し	警察	//
5	(主)新庄次 年子村山線	舟形町富田入り口付近 カーブで見通しが悪く横断する際危 険	側溝蓋の取付・ドットライン表 示	山形県	実施済
6	(主)舟形大蔵線	舟形町長者原地内の歩道 路肩下の側溝に蓋が設置されておら ず、路肩が傾斜していたり、段差等 もあり危険	側溝整備	山形県	実施済
			スクールバスの停留所変更	町教委	//
7	(主)新庄次 年子村山線	堀内字洲崎地内(町道洲崎山家真木 野線) 道幅が狭く歩道と車道が近接し、側 溝に蓋がないので危険	減速マークを設置	山形県	実施済

*なお、対策内容については、ハード面における対策のみ表記しています。

(点検参加者及び対策検討メンバー)

新庄警察署、県道及び町道の道路管理者(最上総合支庁道路計画課・舟形町地域整備課)、
舟形町教育委員会、舟形町立舟形小学校